

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成27年12月7日

【会社名】 株式会社サッポロドラッグストア

【英訳名】 SAPPORO DRUG STORE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 富山浩樹

【本店の所在の場所】 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

【電話番号】 011-771-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 高野徹朗

【最寄りの連絡場所】 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

【電話番号】 011-771-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 高野徹朗

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 280,765,875円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	97,500株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年12月7日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成27年12月7日(月)開催の取締役会において、当社普通株式650,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	97,500株	280,765,875	140,382,938
一般募集			
計(総発行株式)	97,500株	280,765,875	140,382,938

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社
割当株数		97,500株
払込金額		280,765,875円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二
	資本金の額	10,000百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成27年8月15日現在)
	取引関係	一般募集の主幹事会社
	人的関係	
当該株券の保有に関する事項		

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成28年 1月18日(月)	該当事項はあり ません。	平成28年 1月19日(火)

- (注) 1 発行価格については、平成27年12月14日(月)から平成27年12月17日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。
- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社サッポロドラッグストア 本部	札幌市北区太平三条一丁目 2番18号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 北栄支店	札幌市東区北四十二条東七丁目 1番 2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
280,765,875	2,000,000	278,765,875

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額は、平成27年11月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限278,765,875円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,855,772,500円と合わせ、手取概算額合計上限2,134,538,375円について、平成29年 2月15日までに、インバウンド向け店舗(訪日観光外国人を対象とした免税店舗)4店舗を含む当社の新規出店に係る設備投資資金(最大1,831百万円)に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、平成29年 2月15日までに返済期限を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

また、増資資金につきましては、具体的な充当期間までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成27年12月7日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式650,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年1月12日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を抜粋して記載したものであり、変更箇所については____罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)現在において当社グループが判断したものであります。

(11) 有利子負債及び金利動向の影響について

当社グループは、出店に際しては設備投資資金の大部分を借入金によって調達しており、主な借入金の調達先は地方銀行、都市銀行などの大手金融機関であり、取引関係は安定しております。

総資産に対する平成28年2月期第3四半期末における有利子負債の比率は36.3%となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」については、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)現在(ただし、既支払額については平成27年11月15日現在)以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		増加予定 売場面積 (㎡)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(提出会社) 中標津店	北海道 標津郡	小売事業	店舗	255	125	増資資金 及び借入 金	平成27年 10月	平成28年 4月	1,254
(提出会社) 函館白鳥店	北海道 函館市	小売事業	店舗	144	23	増資資金 及び借入 金	平成28年 3月	平成28年 8月	1,254
(提出会社) 旭ヶ丘店	札幌市 中央区	小売事業	店舗	196		増資資金 及び借入 金	平成28年 7月	平成28年 12月	1,254
(提出会社) 道南 4店舗	北海道 道南 地区	小売事業	店舗	524		増資資金 及び借入 金	平成28年 5月	平成28年 12月	3,729

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		増加予定 売場面積 (㎡)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(提出会社) 道央 3店舗	北海道 道央 地区	小売事業	店舗	513	34	増資資金 及び借入 金	平成28年 2月	平成28年 11月	2,244
(提出会社) 道北 1店舗	北海道 道北 地区	小売事業	店舗	255		増資資金 及び借入 金	平成28年 2月	平成28年 7月	1,254
(提出会社) 未定 3店舗	未定	小売事業	店舗	122		増資資金 及び借入 金	平成28年 3月	平成28年 11月	396

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 表中の道南1店舗及び未定3店舗の計4店舗は、インバウンド向け店舗であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年12月7日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成27年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成27年5月14日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年5月14日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 25円 総額 96,365,550円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月15日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~ 16. (条文省略) (新設) (新設) (新設) 17. (条文省略) 第3条~第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第19条~第23条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第25条~第28条 (条文省略) (社外取締役の責任限定) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、社外取締役(社外取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第30条~第39条 (条文省略) (社外監査役の責任限定) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。 第41条~第47条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~ 16. (現行どおり) 17. <u>プリペイドカードの発行及び取り扱い</u> 18. <u>電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理</u> 19. <u>インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービス</u> 20. (現行どおり) 第3条~第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第19条~第23条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第24条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を定めることができる。 第25条~第28条 (現行どおり) (取締役の責任限定) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 第30条~第39条 (現行どおり) (監査役の責任限定) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u> 第41条~第47条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、富山睦浩、富山光恵、富山浩樹、高野徹朗、大和谷悟、高田裕、辻正一及び遠藤良治の8氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、田村輝志、岩井正尚及び山本明彦の3氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	32,788	61	0	(注)1	可決 98.35
第2号議案 定款一部変更の件	32,611	238	0	(注)2	可決 97.82
第3号議案 取締役8名選任の件					
富山 睦浩	32,775	74	0	(注)3	可決 98.31
富山 光恵	32,755	94	0		可決 98.25
富山 浩樹	32,756	93	0		可決 98.25
高野 徹朗	32,768	81	0		可決 98.29
大和谷 悟	32,778	71	0		可決 98.32
高田 裕	32,778	71	0		可決 98.32
辻 正一	32,564	285	0		可決 97.68
遠藤 良治	32,773	76	0		可決 98.30
第4号議案 監査役3名選任の件					
田村 輝志	32,765	84	0	(注)3	可決 98.28
岩井 正尚	32,326	523	0		可決 96.96
山本 明彦	28,645	4,204	0		可決 85.92

(注) 1. 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(38,539個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(38,539個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権数の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成26年2月16日 至 平成27年2月15日	平成27年5月14日 北海道財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第33期)	自 平成26年2月16日 至 平成27年2月15日	平成27年12月7日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自 平成27年8月16日 至 平成27年11月15日	平成27年12月2日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年5月14日

株式会社サッポロドラッグストア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	博	靖	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	内	基	明	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアの平成26年2月16日から平成27年2月15日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストア及び連結子会社の平成27年2月15日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サッポロドラッグストアの平成27年2月15日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サッポロドラッグストアが平成27年2月15日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社サッポロドラッグストア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 垣 博 靖 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアの平成26年2月16日から平成27年2月15日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストアの平成27年2月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年12月2日

株式会社サッポロドラッグストア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 垣 博 靖 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サッポロドラッグストアの平成27年2月16日から平成28年2月15日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年8月16日から平成27年11月15日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年2月16日から平成27年11月15日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サッポロドラッグストア及び連結子会社の平成27年11月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。